

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）</p> <p>制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日 平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日 平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日 平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日 平成12・09・20立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成22・04・01原院第6号 平成22年 4月 5日 平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日 平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 20140903商局第6号 平成26年 9月17日 20141114商局第3号 平成26年11月20日 20141217商局第5号 平成26年12月22日 <u>20160216商局第2号 平成28年 2月26日</u></p>	<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）</p> <p>制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日 平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日 平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日 平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日 平成12・09・20立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成22・04・01原院第6号 平成22年 4月 5日 平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日 平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改定 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 20140903商局第6号 平成26年 9月17日 20141114商局第3号 平成26年11月20日 20141217商局第5号 平成26年12月22日</p>
<p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I.高圧ガス保安法関係</p> <p>第3条関係（適用除外）</p> <p>（1）「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の全部を改正する省令（平成9年通商産業省令第51号）」の施行に伴い、<u>第1項第6号中「電気工作物」に該当する「液化ガス用貯槽」は、平成9年6月1日以降に施設に着手したものについては、燃料用以外の「液化ガス用貯槽」を含み、平成9年6月1日以前に施設され、又は施設に着手したものについては、燃料用以外の「液化ガス用貯槽」を含まないこととする。</u></p> <p>（2）<u>第1項第7号中「附属施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第2項第5号及び第43条の3の5第2項第5号における附属施設（核燃料施設の中の圧力容器を含む。）と同じとする。</u></p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>第1項第1号及び第2項第1号中「高圧ガスの製造」は、以下の①及び②に掲げる試験等は含まないこととする。</u></p> <p><u>① 圧縮機等の製造者が、その圧縮機の性能検査をする場合等の試運転、容器の耐圧試験、気密試験等</u></p>	<p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I.高圧ガス保安法関係</p> <p>第3条関係（適用除外）</p> <p><u>第1項第6号の「電気工作物」の適用範囲となる「液化石油ガス貯槽」は、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の全部を改正する省令（平成9年通商産業省令第51号）」の施行により、平成9年6月1日以降に施設されるものについては、燃料用以外の液化石油ガス貯槽も対象に含めるものとし、6月1日現在で施設され、又は施設に着手されているものについては、「液化石油ガス燃料設備」に限られるものとする。</u>第1項第7号の「附属施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第2項第5号の「附属施設」と同じである。</p> <p><u>なお、この「附属施設」には、核燃料施設の中の圧力容器も含まれるので念のため。</u></p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>第1項第1号中「高圧ガスの製造」には、圧縮機等の製造者が、その圧縮機の性能検査をする場合等の試運転、容器の耐圧試験又は気密試験等は含まれないものとする。</u></p>

② 圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドにおいて実施する水素の計量管理、品質管理及び充填性能確認（以下「検査充填」という。）

(3)～(9) (略)

(10) 平成9年4月1日に、単位系が国際単位 (The International System of Units。以下「SI単位」という。)に移行したことを踏まえ、経済産業大臣又は都道府県知事に対する許認可申請、届出、報告等について、SI単位で行う必要がある。ただし、高压ガス設備等に設置された圧力計等の計量器については、従来の単位で表示したものを使用している場合があるため、現場における確認等の際には、次式により換算することとする。

$$W (Pa) = X (kgf/cm^2) \times (9.80665 \times 10^4)$$

$$\langle W' (MPa) = X (kgf/cm^2) \times (9.80665 \times 10^{-2}) \rangle$$

$$Y (J) = Z (cal) \times 4.1868$$

この際、換算結果の有効数字の桁は、JIS Z 8401「数値の丸め方」に基づき、換算前の有効数字の桁と同じとする。

(3)～(9) (略)

(10) 平成9年4月1日以後、単位系は国際単位 (International System of Units)へ移行することとなる。したがって基準値又は計算式等はSI単位で表示又は算出され、経済産業大臣又は都道府県知事に対する許認可申請、届出若しくは報告等の行政手続きに関してはSI単位でなされる必要がある。ただし、高压ガス設備等に設置された圧力計などの計量器の単位表示については、従来の単位で表示したものを使用している場合もあるので、現場における確認の際に従来の単位からSI単位に換算する必要もあるため、この場合は次式により換算することとする。

$$W (Pa) = X (kgf/cm^2) \times (9.80665 \times 10^4)$$

$$\langle W' (MPa) = X (kgf/cm^2) \times (9.80665 \times 10^{-2}) \rangle$$

$$Y (J) = Z (\cdot) \times 4.1868$$

この際、換算結果については、JIS Z 8401「数値の丸め方」により換算前の有効数字の桁数に丸めることとする。

なお、事業所内のみで作成される書類（作業日誌等）及び製造、貯蔵の許可・届出等の申請における冷凍設備、特定設備、通商産業大臣認定品に係る証明書等については、当分の間、従来のものでも差し支えない。

第16条関係（貯蔵所）

(1) 第1項は、300立方メートル（高压ガス保安法施行令第5条表第1項上欄に掲げるガスにあっては3,000立方メートル、同条表第2項上欄に掲げるガスにあっては1,000立方メートル。以下本項において同じ。）以上の高压ガスを貯蔵する場合は、許可が必要であることを規定したものであり、貯蔵するガスの種類に応じた貯蔵の方法を規定したものではない。なお、第2項の技術上の基準に照らして、貯蔵するガスの種類に応じて貯蔵の方法を制限する必要がある場合には、条件を付して許可することが望ましい。

また、設備（容器を含む。以下本項において同じ。）が2以上ある場合の貯蔵量の算出は、以下の①及び②の方法により行うものとする。この場合、消火の目的で設置した消火設備内の高压ガス（不活性ガスに限る。以下「消火設備内高压ガス」という。）とそれ以外の高压ガスの両方を貯蔵している場合には、消火設備内高压ガスとそれ以外の高压ガスは区分し、両者は合算しないものとする。

なお、これにより算出した結果、設備と設備の間が30m以下となる敷地内又は同一構築物内に、複数の貯蔵所が存在することとなる場合には、設置許可等は一括申請してもよいものとする。

① 消火設備内高压ガスについては、設備が配管によって接続されている場合のみ合算する。

② 消火設備内高压ガス以外の高压ガスについては、次のいずれかの場合に合算する。

- ・設備が配管によって接続されている場合
- ・設備が配管によって接続されないときであって次の場合
 - i) 設備と設備との間が30m以下である場合
 - ii) 設備が同一構築物内にある場合

第16条関係（貯蔵所）

第1項は、300立方メートル以上（高压ガス保安法施行令第5条表第1項上欄に掲げるガスにあっては1,000立方メートル以上、同条表第2項上欄に掲げるガスにあっては3,000立方メートル以上とする。以下同じ。）の高压ガスの貯蔵について単に貯蔵することのみを規定しているにすぎず、貯蔵するガスの種類による貯蔵所の制限をしないので、あらかじめ、申請のあった貯蔵所の設備、構造を第2項の技術上の基準に照合して貯蔵をするガスの種類を制限する必要がある場合には、許可の条件を付与することが望ましい。

また、設備（容器）が2個以上ある場合に「容積300立方メートル以上」であるか否かを判断するための貯蔵量の算出については、以下の(1)及び(2)の方法により合算して行うものとする。この場合、消火の目的で設置してある消火設備内の高压ガス（不活性ガスに限る。以下「消火設備内高压ガス」という。）とそれ以外の高压ガスの両方を貯蔵している場合には、消火設備内高压ガスとそれ以外の高压ガスを区分して、貯蔵量を算出し、両者は合算しないものとする。

なお、これにより算出した結果、同一構築物内又は設備（容器）と設備（容器）との間が30m以下となる敷地内に複数の貯蔵所を保有することとなる場合には、設置許可等の申請については、一括してもよいものとする。

(1) 消火設備内高压ガスについては、設備（容器）が配管によって接続されている場合のみ合算する。

(2) 消火設備内高压ガス以外の高压ガスについては、次の場合に合算する。

- ・設備（容器）が配管によって接続されている場合
- ・設備（容器）が配管によって接続されないときであって次の場合
 - i) 設備（容器）と設備（容器）との間が30m以下である場合
 - ii) 設備（容器）が同一構築物内にある場合

なお、第17条の2第1項についても同様であるので念のため。

<p>(2) <u>高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器については、当該容器内の高压ガスの貯蔵量を、貯蔵所の貯蔵量と合算しないこととする。また、当該容器については、本条を適用しないこととする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第17条の2関係</p> <p>(1) <u>貯蔵所の貯蔵量の算出方法及び高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器の取扱いは、第16条と同様とする。</u></p> <p>(2) <u>平成9年3月31日以前に許可を受けていた高压ガス貯蔵所について、平成9年4月1日以後に第二種貯蔵所となった場合は、届出は不要である。ただし、平成9年4月1日以後に変更を行った場合は、届出等が必要となる。</u></p>	<p>第17条の2関係</p> <p>(新設)</p> <p>平成9年3月31日以前に許可を受けていた高压ガス貯蔵所は、平成9年4月1日以後第二種貯蔵所となる場合の届出は不要である。</p> <p><u>なお、平成9年4月1日以後の変更については、届出等が必要となるので念のため。</u></p>
<p>第20条の4関係（販売事業の届出）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「<u>高压ガスの販売の事業（液化石油ガス法第2条第3項の液化石油ガス販売事業を除く。）を営もうとする者</u>」とは、<u>高压ガスの引き渡しを継続かつ反復して営利の目的をもって行おうとする者をいい、例えば、報償品としてプロパンガスを引き渡そうとする者、高压ガスを燃料として使用する車両を販売する際に当該車両に固定した燃料装置用容器に充填された高压ガスを同時に引き渡す者は含まない。</u></p>	<p>第20条の4関係（販売事業の届出）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「<u>高压ガスの販売の事業を営もうとする者（液化石油ガス法第2条第3項の液化石油ガス販売事業を除く。）</u>」とは、<u>高压ガスの引き渡しを継続かつ反復して営利の目的をもって行おうとする者をいい、例えば、報償品としてプロパンガスを引き渡そうとする者はこれには該当しない。</u></p>
<p>第20条の6関係（販売の方法）</p> <p><u>高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填された高压ガスを、当該車両を販売する際に同時に引き渡す行為は、高压ガスの販売とみなさず、本条は適用しない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>一般高压ガス保安規則の運用及び解釈について</u></p> <p>第2条関係</p> <p>(略)</p> <p>第1項第25号及び26号中「<u>圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器</u>」について</p> <p><u>検査充填において、容器保安規則第2条第13号の3で規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を用い、かつ、以下の①から⑤の全てを満たす場合は、当該容器を「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」とみなすこととする。</u></p> <p>① <u>当該容器を検査充填以外に用いないこと。</u></p> <p>② <u>「圧縮水素を燃料として使用する車両」と同等以上の安全な環境で、当該容器を取り扱うこと。</u></p> <p>③ <u>検査充填をする際は、「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」への充填と比較して負荷のかかる充填を行わないこと。</u></p> <p>④ <u>当該容器の保管及び移動の際は、適切に管理すること。</u></p> <p>⑤ <u>当該容器及び附属品は、容器検査及び附属品検査（容器再検査及び附属品再検査を含む。）に合格しているとともに、検査充填をする際に、当該容器の刻印等に示された年月を経過していないことを確認すること。</u></p> <p>いわゆる付属冷凍について</p>	<p>(2) <u>一般高压ガス保安規則の運用及び解釈について</u></p> <p>第2条関係</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>いわゆる付属冷凍について</p>

(略)

第6条関係

(略)

1. ～14. (略)

14の2. 第2項第2号チ(イ)中「熱湿布」には、第6条第1項第26号の規定における「設置場所又は高圧ガスの種類に応じた防爆性能」を有する電熱線ヒーターであって、かつ、温度を40℃以下に調節する自動制御装置を設けたものを含む。

15. ・16. (略)

第8条関係

(1)～(3) (略)

(4) 第2項第1項において、あらかじめ都道府県知事に届け出た場所等を除き、車両に固定した容器への充填は行ってはならないと規定されている。一方、「移動式製造設備の使用の本拠」は、第3条関係に記載のとおり、車庫などをいい、充填を行うための技術上の基準を満たさない場合があることから、「移動式製造設備の使用の本拠」で充填を行う際は、充填を行うための技術上の基準に適合していることを確認した上で、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとする。

(5) (略)

(6) 移動式製造設備の使用の本拠の所在地以外の場所(以下本項において「移動先」という。)で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第一種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る許可申請を、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事に対して行うこと。

第8条の2関係

(1) 第1項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の㊦(ロ)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたブラインの第一継手の範囲をいう。

また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

① 第1項中の第6条第1項第11号及び第12号については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用する。

② 第1項中の第6条第1項第13号については、冷凍保安規則第64条第1号ロを準用する。

③ 第1項中の第6条第1項第14号については、冷凍保安規則第64条第1号イを準用する。

④ 第1項中の第6条第1項第19号については、冷凍保安規則第7条第1項第7号及び第8号を準用する。

(2) 第2項第2号へにおいて、あらかじめ都道府県知事に届け出た場所等を除き、車両に固定した容器への充填は行ってはならないと規定されている。一方、「移動式製造設備の使用の本拠」は、第3条関係に記載のとおり、車庫などをいい、充填を行うための技術上の基準を満たさない場合があることから、「移動式製造設備の使用の本拠」で充填を行う際は、充填を行うための技術上の基準に適合していることを確認した上で、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとする。

(略)

第6条関係

(略)

1. ～14. (略)

(新設)

15. ・16. (略)

第8条関係

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) (略)

(5) 移動式製造設備の使用の本拠の所在地以外の場所で、製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合にあつては、別途貯蔵としての規制を受けることとなる。その際、第一種貯蔵所に該当する場合には許可申請を、第二種貯蔵所に該当する場合には届出を当該貯蔵所を管轄する都道府県知事に対して行うこと。

(新設)

また、移動式圧縮水素スタンドの使用の本拠の所在地以外の場所（以下本項において「移動先」という。）で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第一種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る許可申請を、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事に対して行うこと。

第12条関係

第2項第4号イ中「熱湿布」は、第6条関係14の2.と同様である。

(新設)

第12条の2関係

第1項第5号中「水電解水素発生昇圧装置」は、水の電気分解により水素及び酸素を発生させ、このうち水素のみ圧力を上昇するものであって、同時に発生する酸素の圧力を上昇せず、かつ、滞留することなく放出する構造であるものをいう。

(新設)

第2項第5号中「有効に保護できる」とは、車両が衝突した場合に、保護できることをいう。

第15条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第15条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2009)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管のことをいう。

第18条関係

充てん容器又は残ガス容器を固定し、又は積載した車両若しくは移動式圧縮水素スタンドを長期間常時おくことは、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は第一種製造者の容器置場としての許可を受け又は届け出た場所において貯蔵しない限り第2号に違反となる。

第18条関係

充てん容器又は残ガス容器を固定し、又は積載した車両を長期間常時おくことは、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は第一種製造者の容器置場としての許可を受け又は届け出た場所において貯蔵しない限り第2号違反となるので念のため。

第28条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第28条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2009)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第37条関係

第1号の「販売の目的」には、例えば、圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者にあつては、販売区域等を具体的に記載すること。

第37条関係

第1号の「販売の目的」には、例えば、圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者にあつては販売区域等を具体的に(〇〇町の区域の〇〇に対して販売)記載すること。

第2号の「法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第40条第1号の場合においては遵守する旨及び台帳の記載事項を記載すること。

第2号の「法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第40条第1号の場合においては遵守する旨及び台帳の記載事項を記載すること。

移動式圧縮水素スタンドにおいて、法第20条の4による販売事業の届出を行う場合にあつては、販売所毎に、当該販売所の所在地を所管する都道府県知事に対して届け出ること。この際、移動式圧縮水素スタン

(新設)

ドにおける販売所とは、充填を行う場所をいう。

第57条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803（2014）可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第60条関係

第1項第3号イについて

第1項第3号イ中「熱湿布」は、第6条関係14の2.と同様である。

第1項第7号について

(略)

第62条関係

第62条第1項第8号イ中「熱湿布」は、第6条関係14の2.と同様である。

第4号中「継続かつ反覆して廃棄するとき」とは、容器解体業者、容器検査所等が、業として廃棄を行う場合及び製造の工程において、常時廃棄を行う場合をいう。

第64条関係

第2項第1号中「これらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等」という。）により炭酸ガスを製造する者」とは、液化炭酸ガスの貯槽からバルブで液化炭酸ガスを流し出しドライアイスの製造を行うような場合に、通常液化炭酸ガスの貯槽には付属冷凍設備が設置され高圧ガスの製造が行われており、このような形態を想定したものである。

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させるもの」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの当番において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

第2項第5号の事業所において用いられる冷凍設備であって、第7条の3関係1.で規定する冷凍設備であり、かつ、冷凍保安規則第36条第2項第1号イからチまでに掲げる要件を満たすものにあつては、保安について監督させる者又は従業者が常駐しなくても運転できるものとする。

第66条関係

(1)・(2) (略)

(3) 第5項の規定は、保安係員の選任に当たって製造施設区分を一緒にできる特例を認めたものである。

。

(イ)・(ロ) (略)

(4) (略)

第71条関係

その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安主任者又は保安企画推進員の選解任の状況に

第57条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803（2009）可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第60条関係

(新設)

第1項第7号について

(略)

第62条関係

(新設)

第4号中「継続かつ反覆して廃棄するとき」とは、容器解体業者、容器検査所等が、業として廃棄を行う場合及び製造の工程において、常時廃棄を行う場合をいう。

第64条関係

第2項第1号中「これらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等」という。）により炭酸ガスを製造する者」とは、液化炭酸ガスの貯槽からバルブで液化炭酸ガスを流し出しドライアイスの製造を行うような場合に、通常液化炭酸ガスの貯槽には付属冷凍設備が設置され高圧ガスの製造が行われており、このような形態を想定したものである。

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させる者」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの直に監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

(新設)

第66条関係

(1)・(2) (略)

(3) 第6項の規定は、保安係員の選任に当たって製造施設区分を一緒にできる特例を認めたものである。

。

(イ)・(ロ) (略)

(4) (略)

第71条関係

第2項の規定は、その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安主任者又は保安企画推進員

ついて、一括して都道府県知事に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合にあっては、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

第94条の8関係

(1) 第1項第1号中「当該変更の工事」は、当該認定指定設備の指定設備認定証の交付を受けた者が行わなければならない。

(2) 第1項第1号及び第3号中「同等の部品」とは、他の製造設備で使用した履歴のないものであって、次の①から③のいずれかをいう。なお、下記の①から③における「同等」とは、「耐压性能、気密性能、肉厚及び材料性能が同じか、それ以上であること」、「機能、性能及び仕様が同じか、それ以上であること」並びに「高圧ガスの処理能力に変更がないこと」をいう。

① 当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等（以下「指定設備認定機関等」という。）に提出した「指定設備構成機器一覧表」（以下「構成機器一覧表」という。）に記載された機器のうち、高圧ガス設備（特定設備に該当するものは除く。）のバルブ、液面計、流量計、配管等であって、当該機器の製造メーカー、設計圧力、常用の圧力、設計温度、常用の温度、耐压試験圧力、気密試験圧力、呼び径、図面番号等が同等のもの（第6条第1項第13号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造したもの又は協会が行った試験（高圧ガス設備試験）に合格したものに限る。）。

② 指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表に記載された機器のうち、ガス設備（高圧ガス設備を除く。）に係るバルブ、液面計、流量計、配管等、その他の機器類（空気圧縮機ユニットの空気吸入フィルター、吸着器ユニットの加熱器等をいう。）及び製造設備（ガス設備を除く。）の構成機器（モータ、動力伝導部、軸受、ロータ、現場制御盤、潤滑油装置、調節弁駆動部、操作用PC等）であって、交換前と同等のもの。

③ 構成機器一覧表に記載されていない消耗品（ボルト、ナット、パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、吸着剤、触媒剤、弁シート、フューズ、電球類、電源、基盤、回転機のローター、圧縮機のピストン、ピストンリング、軸受、フィルターエレメント及びその他保安上特段の支障がないものとして認定指定設備製造者が認めたもの。）であって、交換前と同等のもの。

(3) 第1項第1号の場合にあっては、設置事業者による検査が可能であるが、第3項に規定する指定設備認定証に、変更の工事の内容等を記載することとする。ただし、(2)③に掲げる部品への交換については、当該指定設備認定証への記載は不要である。

(4) 第1項第2号及び第3号中「同等の個別ユニット」とは、全てが新たに製作されたもので、次のいずれかをいう。

① 指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表に記載された個別ユニットのうち、製造メーカー、設計圧力、常用の圧力、設計温度、常用の温度、耐压試験圧力、気密試験圧力、呼び径等が同等のものであって、第94条の3第11号の要件を満たすもの。

なお、個別ユニットの交換は、当該ユニットを構成する主要機器のみの交換ではなく、当該ユニット全体の交換をいう。

② 自動制御装置（指定設備認定機関に提出した自動制御装置（フィールドコントローラ）に関する書類の内容と同等のもの。）

の選解任の状況について、一括して都道府県知事に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合にあっては、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

(新設)

なお、自動制御装置の交換は、構成機器単体での交換も可とする。また、自動制御機能に影響を及ぼす機器（信号変換器類等）単体については、第1項第1号の部品として扱うこととする。

(5) 第1項第3号は、同等の部品への交換及び同等の個別ユニットへの交換を同時に行う場合を規定している。

(6) 第1項第1号、第2号及び第3号に規定する変更の工事が完了した後は、第94条の3各号に掲げる技術上の基準に適合していることを確認し、その記録を残すこと。

(7) 第1項第2号又は第3号中「都道府県知事に届け出た場合」とは、認定指定設備技術基準適合書の写しを都道府県知事に届け出た場合とする。また、第1項第4号中「都道府県知事に届け出た場合」とは、高圧ガス製造事業届書及び認定指定設備技術基準適合書の写しを都道府県知事に届け出た場合とする。

(8) 第3項中「認定指定設備の変更の工事を行った者又は認定指定設備の移設等を行った者」とは、当該認定指定設備の指定設備認定証の交付を受けた者とする。

(9) 変更の工事を行った場合は、第3項に規定する指定設備認定証に、変更の工事の内容等を記載し、当該変更の工事の内容を説明する書類（当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類を含む。）を保管すること。

なお、当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類とは、指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表の新旧対照表、変更前後の図面、強度計算書、ミルシート、耐圧試験結果、気密試験結果、第94条の3各号に掲げる技術上の基準に適合したことを確認した記録等をいう。

第94条の8の2関係

第1項柱書中「指定設備認定機関等」とは、当該認定指定設備の認定証を交付した指定設備認定機関等とする。

別表関係

別表第1（第35条第1項関係）の第7項第5号及び別表第3（第82条第3項関係）の第4項第16号下欄中の「書面」とは、移動式製造設備を所有する者等が、その従業員の遵守すべき社内基準を定めた業務規程、業務マニュアル等をいう。また、当該「書面」に次の記載があれば、コールド・エバポレータにおいて充填容量の確認後直ちに移動式製造設備から液化ガスの供給を適切に停止できる距離であると解する。

(1)・(2) (略)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第6条関係

(略)

1. ～12. (略)

12の2. 第2項第1号ホ（イ）中「熱湿布」には、第6条第1項第27号の規定における「設置場所又は高圧ガスの種類に応じた防爆性能」を有する電熱線ヒーターであって、かつ、温度を40℃以下に調節する自動制御装置を設けたものを含む。

13. ～15. (略)

(新設)

別表関係

別表第1（第35条第1項関係）の第7項第5号及び別表第3（第82条第3項関係）の第3項第16号下欄中の「書面」とは、移動式製造設備を所有する者等が、その従業員の遵守すべき社内基準を定めた業務規程、業務マニュアル等をいう。また、当該「書面」に次の記載があれば、コールド・エバポレータにおいて充填容量の確認後直ちに移動式製造設備から液化ガスの供給を適切に停止できる距離であると解する。

(1)・(2) (略)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第6条関係

(略)

1. ～12. (略)

(新設)

13. ～15. (略)

第9条関係

(1)～(3) (略)

(4) 移動式製造設備の使用の本拠の所在地以外の場所(以下本項において「移動先」という。)で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第一種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る許可申請を、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事に対して行うこと。

第16条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第29条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第55条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第58条関係

第1号イ中「熱湿布」は、第6条関係12の2.と同様である。

第60条関係

第5号イ中「熱湿布」は、第6条関係12の2.と同様である。

第62条関係

第2項各号中「保安について監督させる者」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの当番において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

第69条関係

その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安主任者又は保安企画推進員の選解任の状況について、一括して都道府県知事に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全

第9条関係

(1)～(3) (略)

(4) 移動式製造設備の使用の本拠の所在地以外の場所で、製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合にあつては、別途貯蔵としての規制を受けることとなる。その際、第一種貯蔵所に該当する場合には許可申請を、第二種貯蔵所に該当する場合には届出を当該貯蔵所を管轄する都道府県知事に対して行うこと。

第16条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2009)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第29条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2009)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第55条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2009)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

(新設)

(新設)

第62条関係

第2項各号中「保安について監督させる者」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの直に監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

第69条関係

第2項の規定は、その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安主任者又は保安企画推進員の選解任の状況について、一括して都道府県知事に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間

く行われなかった場合にあっては、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

(略)

第1項第15号の3中「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」について

検査充填において、容器保安規則第2条第13号の3で規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を用い、かつ、以下の①から⑤の全てを満たす場合は、当該容器を「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」とみなすこととする。

- ① 当該容器を検査充填以外に用いないこと。
- ② 「圧縮水素を燃料として使用する車両」と同等以上の安全な環境で、当該容器を取り扱うこと。
- ③ 検査充填をする際は、「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」への充填と比較して負荷のかかる充填を行わないこと。
- ④ 当該容器の保管及び移動の際は、適切に管理すること。
- ⑤ 当該容器及び付属品は、容器検査及び付属品検査（容器再検査及び付属品再検査を含む。）に合格しているとともに、検査充填をする際に、当該容器の刻印等に示された年月を経過していないことを確認すること。

第1項第18号中処理設備について

(略)

第5条関係

(略)

1. ～20. (略)

20の2. 第2項第2号リ(イ)中「熱湿布」には、第5条第1項第48号の規定における「設置場所又は高圧ガスの種類に応じた防爆性能」を有する電熱線ヒーターであって、かつ、温度を40℃以下に調節する自動制御装置を設けたものを含む。

21. ・22. (略)

第14条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第23条関係

第2項第1号中「これらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等という。」）により二酸化炭素を

中に選解任が全く行われなかった場合にあっては、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

(略)

(新設)

第1項第18号中処理設備について

(略)

第5条関係

(略)

1. ～20. (略)

(新設)

21. ・22. (略)

第14条関係

第1項第1号関係

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803(2009)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第23条関係

第2項第1号中「これらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等という。」）により二酸化炭素を

製造する者」とは、液化炭酸ガスの貯槽からバルブで液化炭酸ガスを流し出しドライアイスの製造を行うような場合に、通常液化炭酸ガスの貯槽には付属冷凍設備が設置され高圧ガスの製造が行われており、このような形態を想定したものである。

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させるもの」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの当番において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

第2項第5号の事業所において用いられる冷凍設備であって、第7条の3関係1. で規定する冷凍設備であり、かつ、冷凍保安規則第36条第2項第1号イからチまでに掲げる要件を満たすものにあつては、保安について監督させる者又は従業者が常駐しなくても運転できるものとする。。

第30条関係

その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安主任者又は保安企画推進員の選解任の状況について、一括して都道府県知事に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合にあっては、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

第39条関係

第39条第4号へ（イ）中「熱湿布」は、第5条関係20の2. と同様である。

第49条の8関係

(1) 第1項第1号中「当該変更の工事」は、当該認定指定設備の指定設備認定証の交付を受けた者が行わなければならない。

(2) 第1項第1号及び第3号中「同等の部品」とは、他の製造設備で使用した履歴のないものであって、次の①から③のいずれかをいう。なお、下記の①から③における「同等」とは、「耐压性能、気密性能、肉厚及び材料性能が同じか、それ以上であること」、「機能、性能及び仕様が同じか、それ以上であること」並びに「高圧ガスの処理能力に変更がないこと」をいう。

① 当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等（以下「指定設備認定機関等」という。）に提出した「指定設備構成機器一覧表」（以下「構成機器一覧表」という。）に記載された機器のうち、高圧ガス設備（特定設備に該当するものは除く。）のバルブ、液面計、流量計、配管等であつて、当該機器の製造メーカー、設計圧力、常用の圧力、設計温度、常用の温度、耐压試験圧力、気密試験圧力、呼び径、図面番号等が同等のもの（第6条第1項第13号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造したもの又は協会が行った試験（高圧ガス設備試験）に合格したものに限る。）。

② 指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表に記載された機器のうち、ガス設備（高圧ガス設備を除く。）に係るバルブ、液面計、流量計、配管等、その他の機器類（空気圧縮機ユニットの空気吸入フィルター、吸着器ユニットの加熱器等をいう。）及び製造設備（ガス設備を除く。）の構成機器（モータ、動力伝導部、軸受、ロータ、現場制御盤、潤滑油装置、調節弁駆動部、操作用PC等）であつて、交換前と同等のもの。

製造する者」とは、液化炭酸ガスの貯槽からバルブで液化炭酸ガスを流し出しドライアイスの製造を行うような場合に、通常液化炭酸ガスの貯槽には付属冷凍設備が設置され高圧ガスの製造が行われており、このような形態を想定したものである。

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させる者」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの直に監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

（新設）

第30条関係

第2項の規定は、その年の前年の8月1日以降その年の7月31日までの保安主任者又は保安企画推進員の選解任の状況について、一括して都道府県知事に届け出させることを規定したものであるが、仮にこの期間中に選解任が全く行われなかった場合にあっては、届出を行うことを要しない。

なお、選解任状況の具体的内容を説明した資料については、時系列毎、職制別に区分する等、分かりやすく記載すること。

（新設）

（新設）

③ 構成機器一覧表に記載されていない消耗品（ボルト、ナット、パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、吸着剤、触媒剤、弁シート、フューズ、電球類、電源、基盤、回転機のローター、圧縮機のピストン、ピストンリング、軸受、フィルターエレメント及びその他保安上特段の支障がないものとして認定指定設備製造者が認めたもの。）であって、交換前と同等のもの。

(3) 第1項第1号の場合にあっては、設置事業者による検査が可能であるが、第3項に規定する指定設備認定証に、変更の工事の内容等を記載することとする。ただし、(2)③に掲げる部品への交換については、当該指定設備認定証への記載は不要である。

(4) 第1項第2号及び第3号中「同等の個別ユニット」とは、全てが新たに製作されたもので、次のいずれかをいう。

① 指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表に記載された個別ユニットのうち、製造メーカー、設計圧力、常用の圧力、設計温度、常用の温度、耐圧試験圧力、気密試験圧力、呼び径等が同等のものであって、第94条の3第11号の要件を満たすもの。

なお、個別ユニットの交換は、当該ユニットを構成する主要機器のみの交換ではなく、当該ユニット全体の交換をいう。

② 自動制御装置（指定設備認定機関に提出した自動制御装置（フィールドコントローラ）に関する書類の内容と同等のもの。）

なお、自動制御装置の交換は、構成機器単体での交換も可とする。また、自動制御機能に影響を及ぼす機器（信号変換器類等）単体については、第1項第1号の部品として扱うこととする。

(5) 第1項第3号は、同等の部品への交換及び同等の個別ユニットへの交換を同時に行う場合を規定している。

(6) 第1項第1号、第2号及び第3号に規定する変更の工事が完了した後は、第94条の3各号に掲げる技術上の基準に適合していることを確認し、その記録を残すこと。

(7) 第1項第2号又は第3号中「都道府県知事に届け出た場合」とは、認定指定設備技術基準適合書の写しを都道府県知事に届け出た場合とする。また、第1項第4号中「都道府県知事に届け出た場合」とは、高圧ガス製造事業届書及び認定指定設備技術基準適合書の写しを都道府県知事に届け出た場合とする。

(8) 第3項中「認定指定設備の変更の工事を行った者又は認定指定設備の移設等を行った者」とは、当該認定指定設備の指定設備認定証の交付を受けた者とする。

(9) 変更の工事を行った場合は、第3項に規定する指定設備認定証に、変更の工事の内容等を記載し、当該変更の工事の内容を説明する書類（当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類を含む。）を保管すること。

なお、当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類とは、指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表の新旧対照表、変更前後の図面、強度計算書、ミルシート、耐圧試験結果、気密試験結果、第49条の3各号に掲げる技術上の基準に適合したことを確認した記録等をいう。

第49条の8の2関係

第1項柱書中「指定設備認定機関等」とは、当該認定指定設備の認定証を交付した指定設備認定機関等とする。

(新設)

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

第43条関係

第2項第2号中、「第69条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等に対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第69条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(9) 容器保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

(1)～(6) (略)

(7) 第13号の3中「自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填する」には、圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドにおいて実施する水素の計量管理、品質管理及び充填性能確認（以下「検査充填」という。）をすることを含むこととする。また、検査充填に用いる国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下本項において「検査充填用容器」という。）は、第10条第1項第3号柱書きに規定する「氏名等」を表示すれば良いこととする。

なお、検査充填用容器に係る法第49条第4項の標章及び当該容器の附属品に係る法第49条の4第3項の刻印は、アルミニウム箔に検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように貼付すること。また、検査充填用容器に係る法第49条第4項の標章にあつては、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第8条第3項又は第62条の標章の下又は右に貼付し、当該容器の附属品に係る法第49条の4第3項の刻印にあつては、当該附属品が装置されている容器の見やすい箇所に貼付すること。

(8)～(10) (略)

第43条関係

第2項第2号中、「第69条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等に対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第97条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(9) 容器保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

(1)～(6) (略)

(新設)

(7)～(9) (略)